

修理規約

第1条. 規約の適用

- ・本規約は、株式会社リュミエリーナ、およびそのグループ会社（以下「弊社」）が提供する各種修理サービス（以下「本サービス」）に適用される基本条件を定めたものです。
- ・本規約は、日本国内においてのみ有効です。また本規約により、お客様の法律上の権利を制限するものではありません。
- ・弊社は本規約に従いお客様に本サービスを提供するものとし、お客様が弊社に本サービスのご利用を申し込むことをもって、本規約にご同意いただいたものとしします。

第2条. 定義

- ・本規約の対象となる製品（以下「対象製品」）とは、弊社が製造・輸入し、国内で販売しているバイオプログラミングデバイスのことを指します。
- ・修理とは、対象製品出荷時の機能・性能の修復もしくは維持を目的とし、故障した部品と補修用性能部品との交換作業、または同等性能を有する製品との交換作業などを指します。
- ・お客様からご申告頂いた症状に対する修理依頼の内容にかかわらず、対象製品の安全や機能を確保するために、弊社の判断で修理する場合があります。
- ・お客様からお預かりした対象製品の診断は弊社修理センターの環境下で行ない、お客様の使用環境を再現したものではないため、診断結果がご申告いただいた症状の再現に至らない場合がございます。
- ・補修用性能部品とは、対象製品の機能・性能を維持するために必要な部品または機能・性能が同等の再利用部品をいいます。
- ・弊社における補修用性能部品の保有期間は対象製品の生産終了後 5 年間と定めております。補修用性能部品の保有期間終了をもって、当該対象製品の修理対応は終了となります。
- ・本サービスを安定して提供し、また、環境保護等を推進するため、弊社の判断により、修理において再利用部品、代替部品を使用することがあります。

第3条. 修理業務委託

- ・本サービスの全部、または一部を弊社が定める本サービス提供会社に委託する場合があります。

ます。

第4条. 受付

・本サービスへお申込みされる場合は、保証期間に関わらず修理ご相談窓口へお電話いただくか、Bioprogramming Club サイト内 WEB 修理受付でご連絡ください。

・販売店その他第三者（以下「販売店など」）が提供する独自の保証、延長保証、その他類似サービス（以下「販売店など独自サービス」）に加入されている場合、弊社製品に対する販売店など独自サービスの適用可否については、弊社への本サービスお申込み前に、お客様自身により販売店などへご確認ください。弊社を經由し販売店など独自サービスをご利用いただくことはできません。

第5条. 保証における修理(無料修理)

・保証期間内に、取扱説明書・本体ラベル・Bioprogramming Club サイト・その他の注意書きに従った正常な使用状態で故障した場合、保証書記載の内容に従い、対象製品の無料修理を行います。

・損傷が激しく、修理不能となった場合は同等機能を有する製品と交換させていただく場合がございます

・保証期間内でも次の場合は有料修理になり、第6条の規定が適用されます。

- a.使用上の誤りおよび不当な修理や改造による故障および損傷
- b.お買い上げ後の落下、車両・船舶への搭載、屋外での使用などによる故障および損傷
- c.火災・地震・水害・落雷・その他の天災地変・公害・異常電圧による故障および損傷
- d.多人数の人が共同で使う場所（サウナ・温泉・ジムなど）に設置しての使用
- e.保証書・延長保証登録証の提示がない場合
- f.保証書・延長保証登録証に「販売店名」「お買い上げ日」などの記入がない場合、あるいは字句を書き替えた場合
- g.インターネットの非正規サイトで製品を購入した場合
- h.ご使用による汚れや傷
- i.海外非対応製品を海外でご使用になった場合

・保証書・延長保証登録証は日本国内においてのみ有効です。

・保証書・延長保証登録証は再発行しませんので紛失しないように大切に保管してください

い。

第6条. 保証外における修理(有料修理)

- ・保証期間外の製品や、無料修理対象外の製品については、有料にて修理を行います。
- ・修理料金は型名毎の「修理メンテナンス料金」にて承ります。
- ・「修理メンテナンス料金」には、部品代・技術料・配送料等が含まれます。
- ・有料修理は、必ずしも出荷時の機能・性能の修復・外観の復元を保証するものではなく、損傷の激しい故障については上記「修理メンテナンス料金」を適用した修理が不能と判断する場合があります。修理不能となった場合は同等機能を有する製品と有料にて交換させていただく場合がございます。

第7条. 修理の所要日数

- ・修理の所要日数は、弊社修理センターに入荷後 7～10 日程度となりますが、お客様の保証状況の確認や、補修用性能部品の在庫状況・作業内容によっては長くなることがあります。

第8条. 対象製品の回収と返却

- ・弊社指定の事業者が回収に伺います。製品の梱包作業はお客様自身でお願いいたします。梱包資材（紙袋など）は返却いたしかねます。修理完了品の返却は、修理作業等の完了次第、弊社指定の事業者によって順次配送いたします。
- ・弊社指定の事業者の輸送事故による破損については、破損状況に応じて対応させていただきます。ただしお客様自身で手配された事業者の輸送事故については、弊社では補償いたしかねます。
- ・弊社指定の事業者の訪問時間は、交通事情等により前後する場合があります。
- ・本サービスの受付後、お客様との連絡不通などによって、本サービスの履行に必要な業務遂行が果たせない場合、受付日より起算し 10 日経過後、受付をキャンセルとさせていただきます。
- ・修理完了品の返却日および時間についての指定はできません。

第 9 条. 修理料金などのお支払い方法

- ・修理料金などのお支払い方法は、弊社指定の事業者による代金引換によりお支払いいただきます。代金引換手数料については、お客様のご負担となります。
- ・領収書は弊社指定の事業者から発行・お渡ししますので大切に保管ください。
- ・領収書の再発行は行っていません。
- ・お届け先のお名前がそのまま領収書宛名となります。
- ・クレジットカードでのお支払いは承っていません。

第 10 条. 修理キャンセル

- ・本サービスのお申し込み後、有料修理をキャンセルされる場合は、キャンセル料 3,500 円 (税抜) をご負担いただきます。
- ・有料修理のキャンセル料のお支払方法は、第 9 条に準じます。

第 11 条 有料修理に対する保証について

- ・弊社による有料修理後、修理完了品の返却後 3 ヶ月以内に、同一箇所に同一症状の故障が発生し、再修理が必要と判断された場合、無料で再修理を行います。
- ・前項の期間内であっても、使用上の誤りなど無料再修理保証対象外に該当する場合は有料修理となります。無料再修理に該当するか否かは弊社が判断させていただきます。

第 12 条. 故障部品の取り扱い

- ・有料修理および無料修理の過程で取り外した部品は、リサイクルや分析などのために弊社の判断で回収させていただきます。
- ・回収した部品の所有権は、弊社に帰属するものとし、お客様へ返却いたしません。

第 13 条. 修理品の保管期間と所有権の帰属

- ・お客様へ修理完了品の返却をお知らせしているにも関わらず、当該修理完了品をお受取りいただけない場合は、お客様のご所在の不明、受領の拒否その他の理由を問わず、お預かり日より 6 ヶ月間の保管期間の経過をもって、お客様が当該修理完了品の所有権を放棄され

たものとみなし、弊社および弊社指定の協力会社において、当該修理完了品を弊社所定の方法で処分することといたします。お客様は、弊社所定の方法での処分に対し、何らの異議ないし請求は出来ないものとします。

・これらの場合、弊社及び弊社指定の協力会社は、お客様に対し、保管に要した費用ならびに処分に要する費用を請求できるものとし、また当該修理が保証期間外の有料修理の場合は、別途修理料金または修理に係る諸費用を請求できるものとします。

第 14 条. 修理期間中の代替機、貸出機について

・お客様よりお預かりしている対象製品に対する修理期間中の代替機や貸出機などの提供サービスは原則行っておりません。

第 15 条. 連絡先の変更

・お客様の住所・電話番号・電子メールアドレスなどの連絡先が本サービス提供完了前に変更となる場合には、速やかに弊社へご連絡をお願いいたします。

・弊社は、送付した郵便その他の配送物が宛先不明などにより不着となった場合であっても、お客様からご連絡いただいた住所に宛てて送付したことをもって、到達したものと扱わせていただきます。

・弊社は、発信した電子メールが宛先不明、インターネット上の問題などにより不着となった場合であっても、お客様からご連絡いただいた電子メールアドレスに宛てて発信したことをもって、到達したものと扱わせていただきます。

・連絡先の変更について、お客様が弊社に適宜連絡しないことにより、お客様が被った損害、不利益等について、弊社は一切の賠償責任を負わず、免責されるものとします。

第 16 条. 個人情報取り扱いについて

・弊社は、Bioprogramming Club サイト内の『プライバシーポリシー』に基づき、お客様の個人情報の適切な管理に努めます。

第 17 条. 損害賠償

・弊社は本サービスの提供について、弊社の故意・重過失を除き、特別な事情からお客様に生じた損害・逸失利益・第三者からの損害賠償請求・その他対象製品の故障・不具合などにより当該対象製品を使用できなかったことによる損害について、一切責任を負いません。

・本サービスの提供に関し、弊社がお客様に損害賠償責任を負う場合であっても、弊社の故意、または重過失による場合を除き、弊社の責任は当該対象製品の価値に相当する額を上限とします。尚、当該対象製品の価値とは減価償却後の残存価値、または損害発生時の同等製品の実売価格を基準として算出するものとします。

第 18 条. 免責事項

・ Bioprogramming Club での製品登録や、修理ご相談窓口へのお電話、あるいは Bioprogramming Club サイト内 WEB 修理受付の際に、お客様からご連絡いただく情報に、記入もれ・誤入力・判読不能な文字化け現象・虚偽申告などがあり、弊社に帰責事由のない理由によりお客様に発生した損害について、弊社は一切その責任を負いません。

・ 本サービスを利用するにあたり、お客様に生じたシステム上の損害（ハードウェア・ソフトウェアを問わず）について、弊社は一切その責任を負いません。

・ 本規約に基づく弊社の責任は、日本国法令に従い、本サービスをお客様に提供する範囲に限定されるものとします。

第 19 条. 反社会的勢力との関係排除

・お客様が反社会的勢力(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」)第 2 条第 2 号に規定する暴力団・暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋・社会運動等標ぼうゴロ・特殊知能暴力集団・準暴力団又は準暴力団構成員等)であることが判明した場合には、弊社はかかる事由が生じた時点以降、何らの催告または通知を要することなく、本サービスの提供の全部または一部を中止できるものとします。

第 20 条 不当要求行為への対応

・弊社は、お客様が以下のいずれかに該当する不当要求行為を看過し難い程度に行った場合、催告その他何らの手続き、およびいかなる損害の補償も要することなく、本サービスの提供を直ちに中止することができるものとします。

- a. 暴力的な要求行為
- b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

第 21 条. その他

・弊社は、必要な場合は、本規約を変更し又は各種サービスの利用に関しガイドライン及び

特約を定めること（以下これらを合わせて「本規約等の変更」といいます）が出来るものとします。

・弊社は、前項による本規約等の変更にあたり、変更後の利用規約の効力発生日の1か月前までに、利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（URL：<https://bioprogramming-club.jp/>）に掲示、またはお客様に電子メールで通知します。

・変更後の本規約等の効力発生日以降にお客様が本サービスを利用したときは、お客様は、本規約等の変更に同意したものとみなします。

・本サービスは最新の本規約に基づいて提供されるため、お申し込みの時点で必ず本規約をご確認ください。

・本サービスの提供に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審における専属的合意管轄裁判所といたします。本規約は、弊社の判断において変更させていただくことがあります。

・本規約の成立・効力・履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

・本規約に定めのない事項については、別途協議の上、これを決定するものとします。

2019年6月30日 策定

2021年4月5日 改定